

国外出資者の再投資に係る税務減免政策－国家税務総局が詳細解説公布

2025 年 8 月
第 9 号

概要

「国外出資者による配当利益の直接投資に係る税務減免政策に関する公告」(財政部、国家税務総局、商務部公告[2025]2 号。以下、「2 号公告」)¹に基づき、国家税務総局は 2025 年 7 月 31 日、「国外出資者による配当利益の直接投資に係る税務減免政策の関連事項に関する公告」(国家税務総局公告[2025]18 号。以下、「18 号公告」)²を公布し、再投資の保有期間、減免枠、減免可能な納税額の計算方法、投資回収時における減免枠、追納税額の調整方法、回収順序の判断を含め、国外出資者による配当利益の国内再投資に係る税務減免政策の具体的な事項をより明確化し、国外出資者、被投資企業、利益配当企業の手続についても整理しました。同時に、国家税務総局は 18 号公告に関する解説を公布し³、国外出資者が同政策をより詳細に把握することで税務減免政策がもたらす恩恵を享受できるように、多くの詳細な事例を用いて税務減免枠と納税額の具体的な計算方法を解説しています。

詳細内容

一、18 号公告規定、公式事例解説と PwC のインサイト

18 号公告規定	18 号公告の公式解説における事例
一、再投資の保有時期 国外出資者は、保有する再投資の時期を以下の方法で計算しなければならない。 - 再投資の取得: 商務主管部門が発行した「利益再投資状況表」に明記された再投資月に基づき、再投資保有の計算開始時期を確認する。 - 再投資の回収: 被投資企業における減資や投資の撤退、または被投資企業持分を譲渡する場合、「1) 被投資企業の持分変更または登記抹消手続の完了月」、または「2) 被投資企業からの資産取得または持分譲受企業からの持分対価を受領した月」のうち、いずれか早い時点に基づき、再投資保有の計算停止時期を確認。 PwC のインサイト:「商務部弁公庁 国外出資者の配当利益による直接投資に係る税務減免政策実施作業の遂行に関する通知」⁴(商弁資函[2025]380 号)によると、「利益再投資状況表」内の再投資時期は、投資入金日を基準としています。 また、「当月」から計算を開始する方法は、納税者にとってより有利なものとなります。例えば、9 月 1 日から翌年 8 月 1 日までの投資では、実際の投資日数は 335 日であるものの、月単位で計算する方法だと満 1 年となります。	2025 年 10 月、中国国外 A 社が中国国内 X 社からの配当利益を取得し、その全額を用いて X 社への増資を実施。 2025 年 11 月 20 日、中国国外 A 社が商務主管部門が発行した「利益再投資状況表」(当該表に明記された再投資日は 10 月 28 日)を取得。 2030 年 9 月 3 日、A 社はその保有する X 社の全持分を譲渡し、X 社は同日中に持分変更手続を完了。2030 年 11 月 1 日、A 社は持分譲渡代金を受領。 - A 社の当該再投資保有期間は 2025 年 10 月～2030 年 9 月の計 60 か月となり、最低連続保有期間 5 年(60 か月)の要件を満たす。

18 号公告規定	18 号公告の公式解説における事例
二、減免枠の計算 再投資に係る税務減免政策は、主に利益配当から生じた配当所得を活用して国内再投資を促進するために設計されていることから、減免枠を確定するには以下の原則を遵守しなければならない。 1) 減免枠は追納税額に相当：国外出資者が減免枠を確定する際、再投資額の 10% としての配当徴税比率（以下、「比率」）税率で計算することを選択した場合、投資回収後に繰延税金を追納申告する際も 10% で計算された税金を追納する必要がある。租税条約（または減免措置）の規定に基づいて 10% を下回る比率を選択した場合、投資回収後に繰延税金の追納を申告する際も同一税率（即ち 10% を下回る配当税率）で計算された税金を追納する必要がある。 PwC のインサイト：解説例によれば、減免枠の比率を選択する際には、依然として条約の規定を加味した上で国外出資者が受益者資格を満たしているかどうかを検討する必要があると考えられます。例えば、シンガポールの株主が中国企業からの配当を取得し、受益者資格やその他の条約上の待遇享受要件を満たすと判定される場合、5% による減免枠の計算を選択することができます。また、税務機関が事後的に条約上の待遇享受要件を満たさないと認定した場合、シンガポールの株主は 10% で計算された税金を追納する必要があるものの、同時に減免枠計算に用いる比率も 10% に増額調整することができます。増額調整後の減免枠は追納税額の減免に用いることができるため、減免比率と追納に適用される税率が一致している限り、税額への影響は実質的に生じません。ただし注意すべき点として、当該シンガポールの株主が 10% による減免枠の計算を選択したものの、5 年を待たずに再投資を回収し、且つ減免枠をすでに使用している場合、将来の追納時により多くの延滞金が生じる可能性があります。 2) 減免枠は個別に集計し、対応する利益配当企業が支払う対象所得から減免：同一の国外出資者が複数の国内居住者企業から利益を取得して再投資を行い、いずれも税務減免政策の要件を満たす場合、利益配当企業ごとに減免枠を個別に計算する。 PwC のインサイト：減免枠は、各利益配当企業を跨いで使用することはできません。 3) 外貨換算レート：国外出資者が人民元以外の通貨で再投資を行う場合、関連する代金の実際の支払日における為替レートの仲値にて人民元に換算し、当該再投資で繰延配当所得税額及び減免枠を計算する。 PwC のインサイト：18 号公告における為替レートの換算ルールによれば、税務減免枠は減免政策を享受する際に本来納めるべき配当に係る所得税額の人民元建の金額と同額であり、且つ将来の追納時における繰延配当所得税額とも同額である必要があります。これは、国外出資者が減免政策の享受や為替変動によって利益または損失が生じることがないことを意味してお	減免枠の税率選択に関する事例 2025 年 10 月、中国国外に所在する A 社が中国国内 X 社から配当利益 1,000 万元を取得し、その全額を用いて実施した X 社への増資は、税務減免政策の要件を満たすものとする。中国と A 社が所在する国との間の租税条約における配当条項によると、A 社は 5% の税率の適用を選択することが可能であり、A 社は免税枠の確定時に 10% または 5% のいずれかの適用比率を選択できる。 10% の比率を選択適用した場合、当該再投資に係る減免枠は 100 万元となる。2031 年 10 月、A 社が投資を回収した際に申告すべき当該再投資に係る繰延税金の追納額は 100 万元であり、租税条約における 5% の税率は適用できない。 5% の比率を選択適用した場合、当該再投資に係る減免枠は 50 万元となり、投資回収時は過去に認識した租税協定上の税率 (5%) によって納税額 (50 万元) を計算しなければならない。仮に租税条約待遇要件を満たさないと税務機関が事後的に認定し、当該再投資に対応する利益について 100 万元の追納を要求した場合、納税者である A 社は追納税額に応じてその減免枠を増額調整することができる。 減免枠に応じた個別集計に関する事例 - 中国国外 A 社が中国国内 X 社 (500 万元) 及び中国国内 Y 社 (7,000 万元) から配当利益を取得し、その全額を用いて実施した中国国内 Z 社への再投資は、いずれも税務減免政策の要件を満たすものとする。 - A 社が集計した減免枠はそれぞれ、X 社が 50 万元、Y 社が 700 万元である。 - その後、中国国内 X 社が A 社にロイヤルティを支払い、60 万元の源泉徴収税額が発生した場合、前述の A 社が集計した X 社関連の減免枠 50 万元をもって A 社の納税額 50 万元を減免することができる。残り 10 万元については源泉徴収が必要であるが、前述の A 社が集計した Y 社関連の減免枠 700 万元を減免に用いてはならない。 為替レート換算に関する事例 - 中国国外 A 社が 2025 年 10 月 15 日 (当日の米ドルの対人民元レート仲値は 1:7 とする) に中国国内 X 社からの配当利益 1,000 万米ドルを取得し、10 月 20 日 (当日の米ドル対人民元の為替レートの仲値は 1:7.1 とする) に当該配当利益の全額を用いて行った中国国内 Z 社への再投資は、税務減免政策の要件を満たすものとする。 - 租税条約または措置を考慮しない場合、投資額は実際の支払日である 10 月 20 日の為替レート仲値で換算する。即ち、A 社が当該再投資で繰り延べる配当源泉税額及び減免枠はいずれも 710 万元となる。

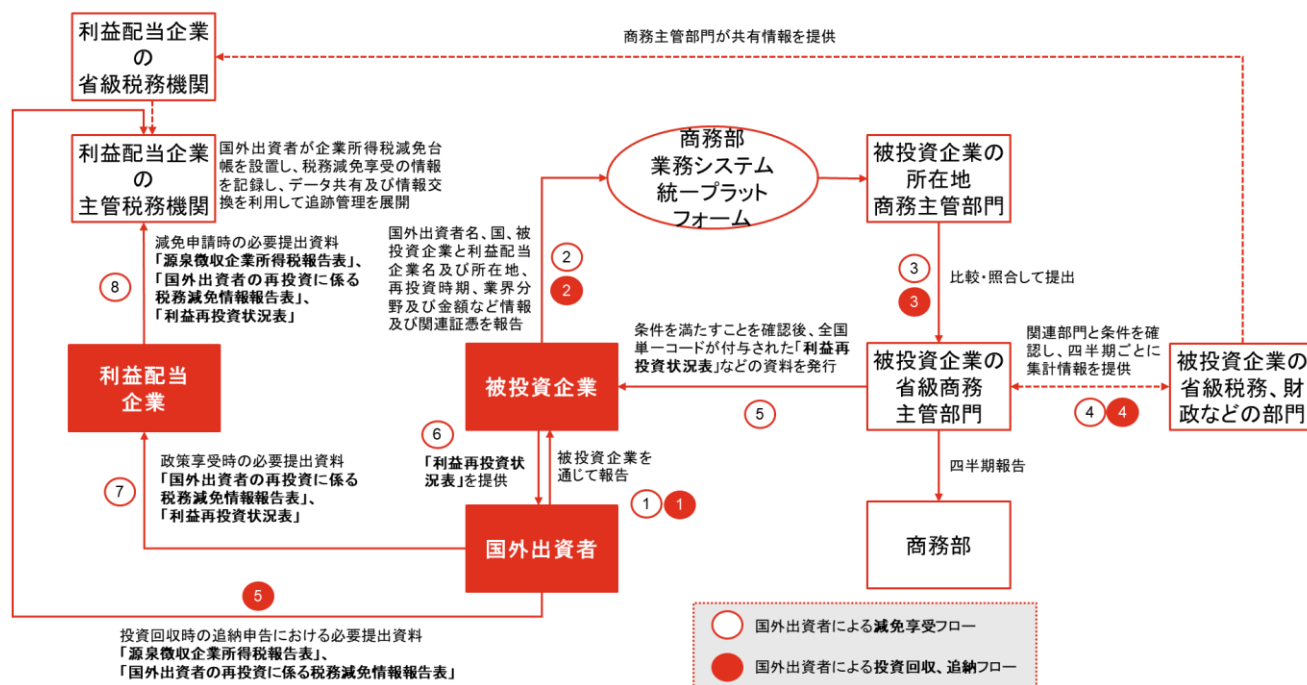
18 号公告規定	18 号公告の公式解説における事例
り、上記ルール「1) 減免枠は追納税額に相当」の概念とも一致します。 留意すべき点として、ここでの追納時の繰延配当所得税の換算ルールは、国家税務総局公告[2017]37 号におけるルール(「税収支払書(中国語: 税収缴款书) 記入日の前日/主管税務機関による納税期限決定日の前日」における為替レートの仲値で人民元に換算する方法)とは一致せず、18 号公告を正としなければなりません。また、国外出資者がその後に配当、利息、ロイヤルティを支払う場合、減免枠を使用できる所得税がいくらなのかを計算する際の特別な規定がないことから、引き続き 37 号公告が規定する「源泉徴収義務発生日の人民元為替レートの仲値」で換算することになります。	
三、5 年未満で投資を回収した場合の減免枠の調整 2 号公告、18 号公告及び公式解説における事例(以下、「解説事例」)によると、国外出資者が再投資から 5 年未満で投資を回収した場合、投資回収後 7 日以内に、投資回収に対応する国内居住者企業の配当利益に係る繰延税金を申告追納する必要がある。具体的には以下 2 つのシナリオとなる。 - シナリオ①国外出資者が再投資で獲得した減免枠について、投資回収時までに税額減免に使用したことがない場合: 国外出資者は、投資回収比率に応じて減免枠を減額調整するとともに、投資回収に対応する利益の繰延税金を追納する。延滞金は生じない。 - シナリオ②国外出資者が再投資で獲得した減免枠について、投資回収時までに税額減免に使用済みである場合: 国外出資者は、投資回収に対応する利益の繰延税金を追納するとともに、投資回収比率に応じて減免枠を減額調整する必要がある。また、使用済みの減免枠が調整後の減免枠を超過する場合、超過部分の税額についても追納する必要がある、且つ対応する延滞金も徴収される。延滞金は、その実際の減免日から起算する。 PwC のインサイト: 国外出資者が再投資期間の満 5 年の要件を満たすことができない場合、獲得した減免枠の使用を見送ることで、5 年未満の投資回収による延滞金の発生回避を検討することができます。そして、再投資期間の満 5 年の要件を満たすことができれば、5 年未満での投資回収額、または利益配当企業から取得したその他の関連所得に関する企業所得税額に対して、引き続き減免枠を用いることが可能となります。	シナリオ①減免枠が未使用の事例 2025 年 10 月、中国国外出資者 A 社が中国国内 X 社から配当利益 1,000 万元を取得し、その全額を用いて実施した X 社への増資は、税務減免政策の要件を満たすものとする。A 社は 10% の減免比率の適用を選択し、100 万元の減免枠を獲得したものと仮定する。 2027 年 7 月、A 社は再投資額のうち 700 万元を回収したため、繰り延べた配当所得に係る企業所得税を追納するほか、減免枠のうち 70 万元を減額調整する必要がある、調整後の減免枠は 30 万元となる。(PwC 注: 解説事例第 8 条の計算方法に基づく、ここでの追納額 70 万元は 30 万元の税務減免枠を用いて減免することが可能なため、結果的に追納額は 40 万元となり、減免後の減免枠はゼロとなる。) シナリオ②減免枠が使用済みの事例 2025 年 10 月、中国国外出資者 A 社が中国国内 X 社から配当利益 1,000 万元を取得し、その全額を用いて実施した X 社への増資は、税務減免政策の要件を満たすものとする。A 社は 10% の減免比率の適用を選択し、100 万元の減免枠を獲得したものと仮定する。 2026 年 7 月 1 日、X 社は A 社にロイヤルティ 600 万元を支払い、7 月 2 日に 60 万元の税額減免を申請。 2027 年 1 月、A 社は再投資額のうち 500 万元を回収したため、繰り延べた配当所得に係る企業所得税額 50 万元を追納するほか、減免枠のうち 50 万元を減額調整する必要がある。さらに、減免済みの税額(60 万元)が調整後の減免枠(50 万元)を上回る税額(10 万元)を追納し、対応する延滞金については 2026 年 7 月 2 日から起算しなければならない。
四、減免可能な納税額 減免可能な納税額には源泉、性質、時期の 3 要件が存在し、同時に満たす必要がある。 - 源泉: 同一の利益配当企業から取得した所得に対して納付すべき企業所得税である - 性質: 所得の種別が配当、特別配当、利息、ロイヤルティ等である	事例① 2026 年 3 月、中国国外出資者の A 社が中国国内 X 社から配当利益を取得し、その全額を用いて実施した国内再投資は、税務減免政策の要件を満たすものとする。A 社は 10% の減免比率の適用を選択し、100 万元の減免枠を獲得したものと仮定する。

18 号公告規定	18 号公告の公式解説における事例
時期：所得の発生時期が再投資の時期より後である PwC のインサイト：時期に関する条件について、特殊な状況においてはより幅広い解説があります。以下の「五、投資回収順序」における解説事例と併せてご検討ください。	2027 年、X 社は A 社にロイヤルティ 600 万元を支払い、60 万元の源泉徴収税額が発生。当該ロイヤルティ所得は X 社から獲得するものであり、要件を満たす所得の種別に該当し、且つ所得の発生時期は 2026 年 3 月以降である。従って、A 社が当該所得について納付すべき税金は「減免可能な納税額」に該当する。 事例② 2026 年 3 月 1 日、中国国外出資者の A 社が中国国内の X 社から配当利益 1,000 万元を取得し、その全額を用いて実施した中国国内 Y 社への増資は、税務減免政策の要件を満たすものとする。A 社は 10%の減免比率の適用を選択し、100 万元の減免枠を獲得したものと仮定する。 2027 年、X 社は A 社にロイヤルティ 600 万元を支払い、税額 60 万元を減免した。 2028 年 6 月 1 日、A 社は Y 社への投資額のうち 100 万元を回収。2031 年 6 月 1 日、A 社は Y 社への投資額のうち残りの 900 万元を回収。 - 税額の計算時、2028 年 6 月 1 日の A 社による Y 社への投資額 100 万元の回収は、再投資保有期間が 5 年未満であるため税務減免政策の要件を満たさず、減免枠のうち 10 万元を減額調整するとともに、A 社は繰延配当源泉税(10 万元)を追納しなければならない。この追納税額については、残りの税務減免枠の 30 万元(=減免枠 90 万元－減免済みの税額 60 万元)を用いて減免することができ、追納は不要となる。この場合、減免後の減免枠残高は 20 万元となる。 2031 年 6 月 1 日、A 社は Y 社への投資額 900 万元を回収。再投資保有期間が満 5 年の要件を満たすことから、繰延配当源泉税として納付すべき税額は 90 万元となり、A 社は残りの税務減免枠を用いて 20 万元を減免することが可能であるため、ここで納付すべき繰延税金は 70 万元となる。
五、投資回収順序 国外出資者による直接投資の回収順序は以下のとおりとなる。 ① 税務減免政策をすでに享受している投資 ② 税務減免政策の要件を満たすものの、実際には享受していない投資 ③ 繰延納税政策を享受するものの、税務減免政策の要件を満たさない投資 ④ その他投資 同一種類の投資については、投資時期の順序に応じて投資回収を順次確認する。 PwC のインサイト：18 号公告では、税收保護の観点から、税務上影響を与える可能性の大きさに応じて投資の回収順序が定められています。税務減免政策をすでに享受している投資を回収した場合、減免枠の減少を招き、税金の追納や延滞金の徴収が求められる可能性があります。	2023 年 3 月、中国国外出資者の A 社が中国国内 X 社から配当利益 1,000 万元を取得し、その全額を用いて実施した X 社への増資は、繰延納税政策を享受している。 2025 年 10 月、A 社が中国国内 X 社から配当利益 1,000 万元を取得し、その全額を用いて実施した X 社への増資は、繰延納税政策を享受し、且つ税務減免政策の要件を満たす。A 社は 10%の減免比率の適用を選択し、100 万元の減免枠を獲得したものと仮定する。 2027 年 3 月、A 社は X 社からのロイヤルティ所得を取得。納税額 60 万元が発生し、その全額について再投資に係る減免枠を用いて減免。(PwC 注：この時点での減免枠残高は 100－60＝40 万元) 2028 年 1 月、A 社が中国国内 X 社から配当利益 2,000 万元を獲得し、その全額を用いて実施した X 社への再投資は、繰延納税政策を享受し、且つ税務減免政策の要件を満たす。A 社は 10%の減免比率の適用を選択

18 号公告規定	18 号公告の公式解説における事例
	し、200 万元の減免枠を獲得したものと仮定。(PwC 注:この時点の減免枠残高は $40+200=240$ 万元) 2028 年 7 月、A 社は X 社への投資のうち 1,500 万元を回収したため、2025 年 10 月の投資額 1,000 万元を先行して回収したものとみなし(PwC 注:当該 1,000 万元は左記「①税務減免政策をすでに享受している投資」に該当)、さらに 2028 年 1 月の投資額 2,000 万元のうち 500 万元を回収(PwC 注:当該 500 万元は、左記「②税務減免政策の要件を満たすものの実際には享受していない投資」に該当)したものとみなす。 - 当該再投資 2 件の保有期間はいずれも 5 年未満のため、減免枠のうち 150 万元を減額調整する必要がある、調整後の減免枠は $150-60=90$ 万元となる。再投資の回収によって追納すべき繰延配当源泉税 150 万元については、調整後の減免枠 90 万元を用いて減免することができ、追納税額は 60 万元となる。(PwC 注:追納が必要な 150 万元の税額の源泉が 2025 年及び 2028 年の配当であるのに対し、90 万元の減免枠は 2028 年に生じています。当該事例では、追納時に 2028 年の減免枠残高の使用を認めており(2025 年に獲得した減免枠の一部が 2027 年のロイヤルティ所得に対応する 60 万元の税金に使用され、その後 2028 年の減免枠残高も使用したという状況に相当)、「残高方式」を採用するという政策策定者の方針が反映されているとみられます。つまり、減免枠残高がある限り、未納となっている追納税額の減免が可能であるということを意味しています。当然ながら、2 号公告の政策施行前の再投資について生じた繰延納税に係る追納には適用されません。また、減免枠残高の発生時期と所得の発生時期の前後についても考慮しません。この解釈は納税者に有利なものとなり、減免枠の追跡や配分についての難易度も下げています。)

二、税務減免政策の手続プロセス及び資料要件

18 号公告では、税務減免の享受または投資回収に関する税務関連事項の手続について、更なる明確化を行っています。税務減免の享受及び投資回収のプロセスイメージは下図のとおりです。



注意すべき点として、再投資の税務減免を適用する所得は源泉徴収所得に該当し、利益配当企業が源泉徴収を行う必要があります。従って、税務減免についても利益配当企業が国外出資者に対して企業所得税を源泉徴収する際に申請する必要があります。一方、国外出資者が投資回収によって減免枠を減額調整する、または税金を追納する必要がある場合、国外出資者自らが申告書を記入し、利益配当企業の主管税務機関に提出する必要があります。

このほか、利益配当企業が減免を申請する際に、国外出資者側から取得した「国外出資者の再投資に係る税務減免情報報告表」及び「利益再投資状況表」を提出する必要があるものの、18号公告では、利益配当企業がこれらの文書をレビューする必要があるかどうかの審査要求等について言及していません。その一方で、18号公告では各当事者の情報提供責任を明確化しています。主管税務機関は税務管理上、法令に基づき国外出資者、利益配当企業、被投資企業、持分譲渡者等の関連組織または個人に対して、国外出資者の税務減免政策享受に関する資料及び情報を期限までに提出するよう要求することができます。

まとめ

18号公告の解説事例は非常に詳細であり、国外出資者が税務減免を享受するための有用な指針を提供しています。税務減免政策を享受するための準備を進める国外出資者におかれては、18号公告、特に解説事例をよく研究して、減免枠及び投資回収時の追納税額を正確に計算できるようにするとともに、投資プランを加味した上で減免枠の使用を検討し、延滞金の発生を回避することを推奨いたします。

また、国外出資者におかれては、企業所得税減免の専用台帳を作成する必要があると考えられます。この台帳には、再投資の時期、金額、通貨、減免税率、投資回収の時期、金額、通貨、及び繰延配当源泉税の追納額等、税務減免政策を享受するための重要な情報を網羅的に記録すべきであり、各再投資、減免、追納のそれぞれについて明確に追跡できるようにすることで、税務リスクを防止し、正確な計算のための信憑性のある根拠の提供に役立てることが可能です。

注釈

1. 財政部、国家税務総局、商務部公告〔2025〕2号に関する解説は、「中国税務ニュースフラッシュ」2025年第6号をご参照ください。
<https://www.pwccn.com/en/tax/publications/chinatax-news-jun2025-6-jp.pdf> (リンク先は日本語参考訳付き)
2. 「国家税務総局 国外出資者による配当利益の直接投資に係る税務減免政策の関連事項に関する公告」(国家税務総局公告〔2025〕18号)
<https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c100012/c5242127/content.html> (リンク先は中国語)
3. 国家税務総局 18号公告に関する公式解説
<https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c100015/c5242130/content.html> (リンク先は中国語)
4. 「商務部弁公庁 国外出資者の配当利益による直接投資に係る税務減免政策実施作業の遂行に関する通知」(商弁資函〔2025〕380号)
https://www.mofcom.gov.cn/zcfb/wgtzql/art/2025/art_c4a30afab2fe4980b60fb5bac77204d2.html (リンク先は中国語)

お問い合わせ

本稿で取り上げた内容が貴社に与える影響などについてご質問などがございましたら、下記の PwC 中国税務・ビジネスコンサルティングチーム担当者まで随時ご連絡ください。

原遵華

PwC 中国税務市場主管パートナー

+86 (21) 2323 3495

jeff.yuan@cn.pwc.com

郭鵬

PwC 中国税務市場主管パートナー

+86 (10) 6533 3415

p.guo@cn.pwc.com

陳志希

PwC 中国北部税務主管パートナー

+86 (10) 6533 2022

rex.c.chan@cn.pwc.com

任穎麟

PwC 中国中部税務主管パートナー

+86 (21) 2323 2518

alan.yam@cn.pwc.com

倪智敏

PwC 南部及び香港地区税務主管パートナー

+852 2289 5616

jeremy.cm.ngai@hk.pwc.com



全维度中国税务资讯平台“税界”3.0全新上线

不止于随身知识导航，更是你的专属税务智囊



- ・ 安卓手机也可以在腾讯应用宝中搜索“税界”进行下载
- ・ “税界”网页版链接: <https://shuijie.pwcconsultantssz.com>



本稿では、中国又は中国大陸は中華人民共和國を指しますが、香港特别行政区、マカオ特别行政区、及び台湾地区はこれに含まれません。

本稿は一般事項に関する記述であり、関連する全ての事項について完全に網羅しているわけではありません。法律の適否とその影響は、具体的・個別的な状況により大きく異なります。本稿の内容に関連して実際に具体的な対応をとられる前に、PwC クライアントサービスチームに御社の状況に応じたアドバイスをお求めになれますようお願い申し上げます。本稿の内容は 2025 年 8 月 11 日現在の情報に基づき編集されたものであり、その時点の関連法規に準じています。なお日本語版は中国語版をもとにした翻訳であり、翻訳には正確を期しておりますが、中国語版と解釈の相違がある場合は、中国語版に依拠してください。

本稿は中国及び香港の **PwC ナショナル・タックス・ポリシー・サービス**により作成されたものです。当チームは専門家により構成されるプロフェッショナル集団であり、現行又は検討中の中国、香港特别行政区、シンガポール及び台湾地区の税制及びその他ビジネスに影響する政策を随時フォローアップし、分析・研究に専念しています。当チームは良質のプロフェッショナルサービスを提供することで PwC の専門家をサポートし、また思考的リーダーシップを堅持し、関連税務機関、その他政府機関、研究機関、ビジネス団体、及び専門家、並びに PwC に関心をお持ちの方々とノウハウを共有いたします。

お問い合わせは、以下の担当パートナーまでお気軽にご連絡ください。

馬龍

TEL: +86 (10) 6533 3028

long.ma@cn.pwc.com

既存又は新たに発生する問題に対する実務に即した見識とソリューションは、中国のウェブサイト (<http://www.pwccn.com>) 又は香港特别行政区のウェブサイト (<http://www.pwchk.com>) にてご覧いただけます。

www.pwccn.com

© 2025 PwC。普華永道 (PwC 中国) の許可なく配布することを禁じます。普華永道 (PwC 中国) とは、PwC グローバルネットワークにおける中国メンバーファームを指し、場合によっては PwC グローバルネットワークを指します。詳細はこちらの URL をご参照ください: www.pwc.com/structure。
各メンバーファームはそれぞれ独立した別個の法人であり、他のメンバーファームの作為又は不作為について一切の責任を負いません。

国家税务总局发布案例解读，细化境外投资者再投资税收抵免政策

二零二五年八月
第九期

摘要

根据《关于境外投资者以分配利润直接投资税收抵免政策的公告》（财政部、税务总局、商务部公告[2025]2号，以下简称“2号公告”）¹，国家税务总局于2025年7月31日发布了《关于境外投资者以分配利润直接投资税收抵免政策有关事项的公告》（国家税务总局公告[2025]18号，以下简称“18号公告”）²，进一步明确了境外投资者以分配利润再投资境内享受税收抵免政策的具体事项，包括如何计算再投资的持有时间、抵免额度、可抵免的应纳税额；如何在收回投资时调整抵免额度、补缴税款、判断收回顺序；并厘清了境外投资者、被投资企业、利润分配企业的办理流程。同时，国家税务总局就18号公告发布了官方解读³，通过多个详细案例诠释了税收抵免额度与应纳税额的具体计算方法，助力境外投资者更好地把握政策细节，享受税收抵免政策带来的红利。

详细内容

一、18号公告规定、官方解读案例与普华永道观察

18号公告规定	18号公告官方解读中的案例
一、持有再投资的时间 境外投资者应按以下方法计算持有再投资项目的的时间： - 取得再投资：按照商务主管部门出具的《利润再投资情况表》中列明的再投资时间当月，确认开始计算持有再投资项目的的时间； - 收回再投资：从被投资企业减资、撤资，或者转让被投资企业股权的，以 1）被投资企业完成股权变更或注销登记手续当月；或 2）从被投资企业取得资产或从股权受让方取得股权对价的当月；按两者中孰早确认停止计算持有再投资项目的的时间。 普华永道观察：根据《商务部办公厅关于做好境外投资者以分配利润直接投资税收抵免政策落实工作的通知》⁴（商办资函[2025]380号），《利润再投资情况表》中的再投资时间以投资到账时间为准。 另外，从“当月”开始计算的方法对纳税人更为宽松。例如，从9月1日开始投资至次年8月1日，虽然实际投资仅335天，但按当月计算方式则满一年。	4. 2025年10月，境外A公司取得境内甲公司分配的利润，并全部增资于甲公司。 5. 2025年11月20日，境外A公司取得商务主管部门出具的《利润再投资情况表》，列明再投资时间为10月28日。 6. 2030年9月3日，A公司转让其持有的全部甲公司股权，甲公司当天完成股权变更手续，2030年11月1日，A公司收到股权转让款。 A公司持有该再投资的时间为2025年10月至2030年9月，共60个月，符合再投资需连续持有至少5年（60个月）的要求。

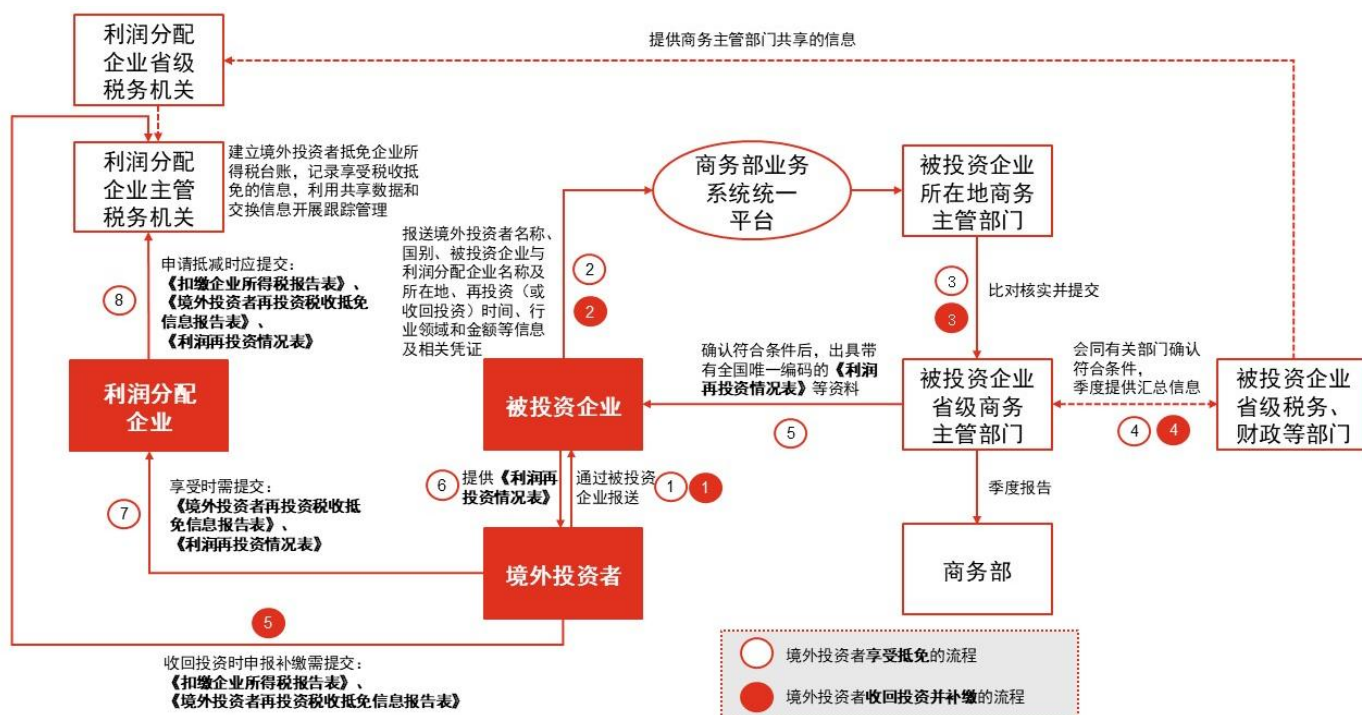
18 号公告规定	18 号公告官方解读中的案例
二、免额的计算 由于再投资税收抵免政策主要是围绕如何运用利润分配产生的股息所得税激励境内投资而设计的，因此，确定抵免额度时，应遵照以下原则： 1) 抵免额与补缴额相等：若境外投资者在确定税收抵免额度时，选择按再投资额 10% 的股息征税比例计算，那么收回投资后申报补缴递延税款时，也应按 10% 来补缴；若选择按税收协定（或安排）规定的低于 10% 的协定股息税率计算，那么收回投资后申报补缴递延税款时，应按照相同税率（即此前低于 10% 的协定股息税率）进行补缴。 普华永道观察：从解读案例看，在选择适用抵免额度比例时，仍可能需要结合协定规定考虑境外投资者是否具有受益所有人资质。例如，新加坡股东从中国公司取得股息，若判定具有受益所有人资质并符合其他协定待遇享受条件，可以选择按 5% 的比例计算抵免额度，若后续税务机关认为不符合享受协定待遇的条件，新加坡股东需要按 10% 补缴税款，但同时也可以调增抵免额度至 10%。由于调增后的抵免额度可以用于抵减补缴税额，因此只要抵免比例与补缴适用税率一致，实际上并不会产生税额影响。但需要注意的是，如果该新加坡股东选择按 10% 计算抵免额的，再投资不满 5 年即收回投资且抵免额已使用的，未来补税时在某些情况下将产生更多的滞纳金。 2) 抵免额度分别归集，抵减对应利润分配企业支付的相关所得：同一境外投资者从多个境内居民企业取得利润进行再投资，均符合税收抵免政策的，按利润分配企业分别归集计算税收抵免额度。 普华永道观察：额度不能在不同的利润分配企业间交叉使用。 3) 外币汇率折算：境外投资者以人民币以外的货币进行再投资的，按实际支付相关款项之日的汇率中间价折合成人民币，计算该再投资利润递延的股息所得企业所得税税额和税收抵免额度。 普华永道观察：根据 18 号公告的汇率折算规则，税收抵免额度应与享受抵免政策时本应缴纳的股息所得税的人民币金额相同，且与未来补缴时的递延股息所得税额也相同。这意味着境外投资者不会因为享受了抵免政策和汇率变动产生利得或损失，这也与上述原则 1) 抵免额与补缴额相等的理念一致。 须注意，此处的补缴递延股息所得税汇率折算规则与国家税务总局公告[2017]37 号规定的“按填开税收缴款书之日前一日/主管税务机关作出限期缴税决定之日前一日”人民币汇率中间价折合成人民币不一致，应以 18 号公告为准。而境外投资者在后续支付股息、利息、特许权使用费时计算多少所得税能使用抵免额度时，由于不存在特殊规定，则继续以 37 号公告规定的“扣缴义务发生之日人民币汇率中间价”折算。	关于抵免额度比例选择的案例： 2025 年 10 月，境外 A 国 B 公司取得境内甲公司分配的利润 1000 万元，并全部用于增资于甲公司，符合税收抵免政策条件。按照中国与 A 国税收协定股息条款，B 公司可选择适用 5% 的股息征税比例。在确定税收抵免额度时，B 公司可选择适用 10% 或 5% 的比例计算。 - 如选择适用 10% 的比例，则该再投资税收抵免额度为 100 万元，2031 年 10 月，B 公司收回投资并申报补缴递延的税款时，应就该再投资缴纳税款 100 万元，不得适用税收协定 5% 的征税比例。 - 如一开始选择适用 5%，则该再投资税收抵免额度为 50 万元，在收回投资时，应按照此前已确认的税收协定 5% 的比例计算缴纳税款 50 万元；如后续税务机关认定 B 公司不符合享受税收协定待遇条件，并要求就该再投资对应利润缴纳 100 万元税款，纳税人可按补缴的税款相应调增其税收抵免额度。 关于抵免额分别归集的案例： - 境外 A 公司取得境内甲公司分配的利润 500 万元和乙公司分配的利润 7000 万元，全部再投资于境内丙公司且均符合税收抵免政策条件。 - A 公司归集的与境内甲公司相关的税收抵免额度 50 万元，归集的与境内乙公司相关的税收抵免额度 700 万元。 - 后续，如境内甲公司向 A 公司支付特许权使用费，产生应扣缴税款 60 万元，则可以前述 A 公司归集的与境内甲公司相关的抵免额度 50 万元，抵减 A 公司应纳税额 50 万元，另有 10 万元需扣缴税款，不得用前述 A 公司归集的与乙公司相关的抵免额度 700 万元抵减。 关于汇率折算的案例： - 境外 A 公司 2025 年 10 月 15 日（当天美元对人民币汇率中间价 1: 7）取得境内甲公司分配的利润 1000 万美元，并于 10 月 20 日（当天美元对人民币汇率中间价 1: 7.1）全部再投资于境内丙公司且符合税收抵免政策。 - 不考虑税收协定或安排的情况下，按实际支付投资款的日期，即 10 月 20 日的汇率中间价折算，A 公司该再投资递延的股息应纳企业所得税和税收抵免额度均为 710 万元。
三、不满 5 年收回 根据 2 号公告、18 号公告和解读案例，境外投资者再投资未 5 年收回投资，应在收回投资后 7 日内申报补缴	情形 1 未使用抵免额度的案例： 2025 年 10 月，境外投资者 A 公司取得境内甲公司分配的利润 1000 万元，全部用于向甲公司增资，

18 号公告规定		18 号公告官方解读中的案例	
投资，调整税收抵免额度	收回投资对应的境内居民企业分配利润的递延税款，具体分为两种情况： - 情形 1：境外投资者再投资获得的抵免额度，截至收回投资时，未曾用于抵减税额：境外投资者就收回投资的比例调减抵免额度，同时补缴收回投资对应利润的递延税款，不会产生滞纳金； - 情形 2：境外投资者再投资获得的抵免额度，截至收回投资时，已用于抵减税额：境外投资者除补缴收回投资对应利润的递延税款，还应按收回投资的比例调减抵免额度，已使用的额度超过调整后额度的，需要补缴超出部分的税款，且相应征收滞纳金。滞纳金自其实际抵减之日起计算。 普华永道观察：境外投资者若不能确保再投资满 5 年，可以考虑暂缓使用获得的抵免额，避免未满 5 年收回投资导致的滞纳金。待再投资满 5 年后，仍可以用抵免额度抵减收回投资或从利润分配企业取得的其他相关所得应缴纳的企业所得税额。	符合税收抵免政策条件，假设境外投资者选定适用 10% 的抵免比例，形成税收抵免额度 100 万元。 2027 年 7 月，A 公司收回其中的 700 万元再投资，除补缴递延的股息所得企业所得税 70 万元外，还应调减税收抵免额度 70 万元，调整后可抵免额度为 30 万元。[普华永道注：按照官方解读第八条的计算方法，此处补缴 70 万元应可用 30 万元税收抵免额度抵减，结果补缴 40 万元，抵减后抵免额度为 0。] 情形 2 已使用抵免额度的案例： 2025 年 10 月，境外投资者 A 公司取得境内甲公司分配的利润 1000 万元，全部用于向甲公司增资，符合税收抵免政策条件，假设境外投资者选定适用 10% 的抵免比例，形成税收抵免额度 100 万元。 2026 年 7 月 1 日甲公司向 A 公司支付 600 万元特许权使用费，7 月 2 日申报抵减 60 万元税款。 2027 年 1 月，A 公司收回其中的 500 万元再投资，除补缴递延的股息应纳企业所得税 50 万元外，还应将抵免额度调整为 50 万元，补缴已抵减税款（60 万元）超过调整后抵免额度（50 万元）的 10 万元税款，并自 2026 年 7 月 2 日起计算滞纳金。	
四、可抵免的应纳税额	可抵免的应纳税额有来源、性质、时间三方面要求，需同时满足： - 来源：从同一家利润分配企业取得所得应缴纳的企业所得税； - 性质：所得类型为股息红利、利息、特许权使用费等； - 时间：取得所得时间在再投资时间之后。 普华永道观察：关于时间条件，特殊情况下存在更为宽松的解读，请结合“五、收回投资的顺序”中的官方解读案例一并考虑。	案例一： 2026 年 3 月，境外投资者 A 公司取得境内甲公司分配的利润，全部再投资于境内且符合税收抵免政策条件，假设境外投资者选定适用 10% 的抵免比例，形成税收抵免额度 100 万元。 2027 年，甲公司向 A 公司支付特许权使用费 600 万元，应扣缴税款 60 万元。该特许权使用费所得为从甲公司取得，属于符合条件的所得类型，且取得时间在 2026 年 3 月之后。因此，A 公司取得该所得应缴纳的税款属于“可抵免的应纳税额”。 案例二： 2026 年 3 月 1 日，境外投资者 A 公司取得境内 X 地甲公司分配的利润 1000 万元，全部投资于境内 Y 地乙公司，且符合税收抵免政策条件，假设境外投资者选定适用 10% 的抵免比例，形成税收抵免额度 100 万元。 2027 年，甲公司向 A 公司支付特许权使用费 600 万元，抵减税款 60 万元。 2028 年 6 月 1 日，A 公司收回对乙公司的投资 100 万元。2031 年 6 月 1 日，A 公司收回对乙公司的投资 900 万元。 - 计算税款时，2028 年 6 月 1 日，A 公司收回对乙公司的投资 100 万元，再投资持有时间不满 5 年，不符合税收抵免政策条件，需调减抵免额度 10 万元。同时，A 公司应补缴递延股息应纳企业所得税 10 万元，可用税收抵免结转余额 30 万元（90 万	

18 号公告规定		18 号公告官方解读中的案例
五、 收 投 的 顺 序		元的抵免额度减去已抵减的 60 万元）进行抵减，无需缴税，抵减后抵免余额为 20 万元。 2031 年 6 月 1 日，A 公司收回对乙公司的投资 900 万元，再投资持有时间已满 5 年，A 公司应补缴递延股息应纳的企业所得税 90 万元，可用税收抵免结转余额抵减 20 万元，需缴纳递延的税款 70 万元。
	境外投资者收回直接投资，确认收回投资的顺序如下： ① 已享受税收抵免政策的投资， ② 符合税收抵免政策未实际享受的投资， ③ 享受递延纳税政策但不符合税收抵免政策的投资， ④ 其他投资。 对于同一类型的投资，按投资时间先后顺序依次确认收回投资。 普华永道观察：18 号公告从保护税收的角度出发，按税收影响的可能性大小对收回投资排序。收回已享受税收抵免政策的投资，会导致抵免额度减少，从而可能需要补缴税款甚至征收滞纳金。	2023 年 3 月，境外投资者 A 公司取得境内甲公司分配的利润 1000 万元，全部用于对甲公司的增资，享受递延纳税政策。 2025 年 10 月，A 公司取得境内甲公司分配的利润 1000 万元，全部再投资于甲公司，享受递延纳税政策，符合税收抵免政策条件，假设 A 公司选定适用 10% 的抵免比例，形成税收抵免额度 100 万元。 2027 年 3 月，A 公司取得甲公司支付的特许权使用费所得，产生应纳税额 60 万元，并全部用再投资税收抵免额度抵减。[普华永道注：此时抵免余额为 100-60=40 万元] 2028 年 1 月，A 公司取得境内甲公司分配利润 2000 万元，全部再投资于甲公司，享受递延纳税政策，符合税收抵免政策条件，假设 A 公司选定适用 10% 的抵免比例，形成税收抵免额度 200 万元。[普华永道注：此时抵免余额为 40+200=240 万元] 2028 年 7 月，A 公司收回对甲公司的投资 1500 万元，应视为其先行处置 2025 年 10 月的 1000 万元投资[普华永道注：属于①已享受税收抵免政策的投资]，再处置 2028 年 1 月 2000 万元投资中的 500 万元[普华永道注：属于②符合税收抵免政策未实际享受的投资]。 - 因两笔再投资持有时间均不满五年，调减税收抵免额度 150 万元，调整后税收抵免额度为 150-60=90 万元。收回再投资应补缴递延的股息应纳企业所得税 150 万元，可用调整后税收抵免额度 90 万元进行抵减，缴纳税款 60 万元。[普华永道注：应补缴的 150 万元来源于 2025 年和 2028 年的股息，而 90 万抵免余额生成于 2028 年。该案例允许补缴时使用 2028 年的抵免余额（2027 年特许权使用费对应的 60 万元税款在 2025 年的额度被冲减后相当于也使用了 2028 年的抵免余额），似乎体现了政策制定者采用“余额法”的思路，只要存在抵免余额，就可以和待补缴税额抵减（当然 2 号公告政策执行前的再投资递延纳税后续产生的补缴不应适用），而不考虑余额生成与所得产生时间的先后。这一解读对纳税人来说相当友好，也简化了追踪抵免和分配的难度。]

二、税收抵免政策的办理流程 and 材料要求

18 号公告进一步明确了享受税收抵免或者收回投资相关涉税事宜的办理。享受税收抵免及收回投资的流程示意图如下：



需要注意的是，适用再投资税收抵免的所得属于源泉扣缴所得，应由利润分配企业代扣代缴。因此，税收抵减也应由利润分配企业在为境外投资者代扣代缴预提所得税时申请。然而，当境外投资者收回投资需要调减抵免额度或者补缴税款时，境外投资者需自行填写申报表提交至利润分配企业的主管税务机关。

此外，利润分配企业申请抵减时，需要提交从境外投资者处取得的《境外投资者再投资税收抵免信息报告表》及《利润再投资情况表》，但 18 号公告未提及利润分配企业是否需要审核这些文件、审核要求等。不过，18 号公告明确了各方提供信息的责任。主管税务机关在税务管理中可以依法要求境外投资者、利润分配企业、被投资企业、股权转让方等相关单位或个人限期提供与境外投资者享受税收抵免政策相关的资料和信息。

注意要点

18 号公告解读案例非常详尽，为境外投资者享受税收抵免提供了很好的指引。普华永道建议预备享受税收抵免政策的境外投资人认真研读 18 号公告，特别是解读案例，确保正确计算抵免额度及收回投资时的补缴税额，并结合投资规划考虑额度的使用，避免产生滞纳金。

同时，境外投资者应建立抵免企业所得税的专门台账。该台账应完整记录享受税收抵免政策的关键信息，包括再投资时间、金额、币种、抵免额度比例；收回投资时间、金额、币种；使用抵免额度的时间；以及补缴递延企业所得税额等，确保每一笔再投资、抵免以及补缴都可清晰追溯，帮助企业防范税务风险，并为准确核算提供可靠依据。

注释

- 关于财政部、税务总局、商务部公告[2025]2 号的解读，请参见《中国税务/商务新知》2025 年第 6 期：
<https://www.pwccn.com/zh/china-tax-news/2025q3/chinatax-news-jul2025-6.pdf>
- 《国家税务总局关于境外投资者以分配利润直接投资税收抵免政策有关事项的公告》（国家税务总局公告[2025]18 号）：
<https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c100012/c5242127/content.html>
- 国家税务总局对 18 号公告的官方解读：
<https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c100015/c5242130/content.html>
- 《商务部办公厅关于做好境外投资者以分配利润直接投资税收抵免政策落实工作的通知》（商办资函[2025]380 号）：
https://www.mofcom.gov.cn/zcfb/wqtzql/art/2025/art_c4a30afab2fe4980b60fb5bac77204d2.html

联系我们

为了更深入讨论本刊物所提及的问题对您业务可带来的影响，请联系**普华永道中国税务及商务咨询团队**：

原遵华

普华永道中国税务主管合伙人

+86 (21) 2323 3495

jeff.yuan@cn.pwc.com

郭鹏

普华永道中国税务市场主管合伙人

+86 (10) 6533 3415

p.guo@cn.pwc.com

陈志希

普华永道中国北部税务主管合伙人

+86 (10) 6533 2022

rex.c.chan@cn.pwc.com

任颖麟

普华永道中国中部税务主管合伙人

+86 (21) 2323 2518

alan.yam@cn.pwc.com

倪智敏

普华永道中国南部及香港地区税务主管合伙人

+852 2289 5616

jeremy.cm.ngai@hk.pwc.com



全维度中国税务资讯平台“税界”3.0全新上线

不止于随身知识导航，更是你的专属税务智囊



苹果手机下载
(iOS 10以上)



安卓手机下载
(Android 6.0以上)

- 安卓手机也可以在腾讯应用宝中搜索“税界”进行下载
- “税界”网页版链接: <https://shuijie.pwcconsultantssz.com>



文中所称的中国指中国内地，不包括香港特别行政区、澳门特别行政区和台湾地区。

本刊物中的信息仅供一般参考之用，而不可视为详尽的说明。相关法律的适用和影响可能因个案所涉的具体事实而有所不同。在有所举措前，请确保向您的普华永道客户服务团队或其他税务顾问获取针对您具体情况的专业意见。本刊物中的内容是根据当日有效的法律及可获得的资料于 2025 年 8 月 11 日编制而成的。

这份中国税务/商务新知由普华永道中国税收政策服务编制。**普华永道中国税收政策服务**是由富经验的税务专家所组成的团队。团队致力搜集、研究并分析中国内地、香港地区和新加坡现有和演变中的税务及相关商务政策，目的是协助普华永道税务部专业人员提供更优质的服务，并通过与有关的税务和其它政策机关、学院、工商业界、专业团体、及对我们的专业知识感兴趣的人士分享交流，以保持我们在税务专业知识领域的领导地位。

如欲了解更多信息请联系：

马龙
电话: +86 (10) 6533 3103
long.ma@cn.pwc.com

有关最新商业问题的解决方案，欢迎浏览普华永道 / 罗兵咸永道之网页: <http://www.pwccn.com> 或 <http://www.pwchk.com>

www.pwccn.com

© 2025 普华永道。版权所有，未经普华永道允许不得分发。普华永道系指普华永道网络中国成员机构，有时也指普华永道网络。详情请进入 www.pwc.com/structure。

每家成员机构各自独立，并不就其他成员机构的作为或不作为负责。